寄附者の皆様へ

確定申告をされる方は提出は不要です

～ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内～

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をされた方が一定の条件を満たした場合に、簡素な手続で確定申告が原則不要になり、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられる制度のことです。以下をご確認いただき該当すれば申請ができます！（毎年申請書の提出が必要です）

確認１　あなたは　ワンストップ特例制度　を利用できる方？

以下の①及び②のいずれにも該当する方です。

①もともと勤務先で年末調整されるなど給与所得者である。

※２か所以上の給与所得を受けている方、年金など雑所得があり確定申告する必要がある方除く

※年収 2000 万円以上の所得者や、医療費控除を受けるため確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例制度の利用はできませんので、確定申告で寄付金控除の申請をしてください。

②ふるさと納税をされる自治体数が１年間（１月から１２月まで）に5つまでである。

※１つの自治体に複数回寄附をしても１カウントになります。

①、②の両方に該当する方は、確認２へ、該当しない方は確定申告を行ってください。

確認２　申請書を作成し、添付書類を確認ください！

①申請書の上段　太枠内に必要事項をご記入ください。

※申請書記載住所は翌年１月１日時点の住所です。住所変更が生じる方は住所変更後、別途変更申請を期限までにいただく要があります。

②添付書類をそろえてください。（すべてコピー※申請書に貼ること）

1. **個人番号確認書類**：マイナンバーカード（裏面）、マイナンバー通知カード、
（上記をお持ちでない方は個人番号記載の住民票を添えてください。）
2. **本人確認書類**：マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等
その他（在留カード、身体障害者手帳）
※公的機関が発行した顔写真付きの証明書

確認３　申請書・添付書類を返送してください！

特例申請書の提出は、寄附者のご判断でお願いしております。

市 HP より、ダウンロード・様式の送付を希望する方の、申請書送付用の封筒・切手を自身で用意いただいております。ご了承のうえ、下記までご送付ください。

ポータルサイトからお申し込みの方は返信用封筒が同封されます。

当年（１月１日～12 月 31 日）分の寄付は

必ず　**翌年1月10日（消印有効）**までに提出ください。

※寄附ごとに申請書の提出が必要です。　※不備がある場合、受理できません！

※受付書の返送はしておりません。

※申請書の到着・受領確認は、簡易書留等でお送りいただくか、直接下記までご連絡ください。

【お問い合わせ・申請書の送付先】
〒911-8501 福井県勝山市元町１－１－１　勝山市 商工文化課　ふるさと納税担当
TEL：0779-88-8117　FAX：0779-88-1119　Email：iju@city.katsuyama.lg.jp